

五監公告第18号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年10月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

高齢福祉課

3. 監査の範囲

平成23年度の財務に関する事務の執行

4. 監査の実施期間

平成24年9月27日～平成24年10月26日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 五泉市町内会等集会所改修費補助金について、交付要綱に基づかない事務処理が見受けられた、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ② 高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業の補助対象経費について要綱に定める介護保険法の住宅改修費の支給を受ける際の基準となる金額の算定を誤って支給している事務処理が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。

- ③ 介護予防施策事業の印刷製本において、財産事務規則(第56条第6項)によらない事務処理をしている事例が見受けられた。また、日付や会社印の無い見積書を受理している事例が散見された。今後、適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

介護保険料の滞納繰越額は、平成23年度においては9,835千円となっている。今後、介護保険の要介護(支援)認定者は増加することが見込まれ、滞納による給付制限に伴う措置が講じられる利用者の増加も懸念されることから、担当課との連携を密にされ未納解消に努められたい。